

島本町教育委員会 会議録（令和3年第1回 定例会）

日 時	令和3年1月8日（金） 午前9時30分 ～ 午前9時45分
場 所	島本町役場3階 委員会室
出 席 者	持田学教育長、高岡理恵教育委員、西山洋子教育委員、西尾一実教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長 （教育総務課）廣井信弥課長、島本恵子主査 （教育推進課）山田敏博課長 （子育て支援課）南田篤志課長 （生涯学習課）奥野大介課長
委 員 及 び 事 務 局 職 員	
欠 席 者	森田美佐教育委員
委 員	
議 題 及 び 議 事 の 趣 旨	第1号議案 島本町奨学生選定委員会委員の委嘱について
議 決 事 項	第1号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者0名

教育長 本日、森田教育委員から、島本町教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、出席者は4名です。定数を満たしておりますので、令和3年第1回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。会議録署名委員は、島本町教育委員会会議規則第17条の規定により、西尾教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、会議録署名委員は、西尾教育委員に決定いたしました。よろしくお願いたします。

それでは、第1号議案「島本町奨学生選定委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、第1号議案「島本町奨学生選定委員会委員の委嘱について」、御説明申し上げます。提案理由は、任期満了に伴い、再委嘱し、及び新たに委嘱するものでございます。

奨学生選定委員会は、奨学金の貸与を受ける奨学生の選定に当たって、教育委員会からの諮問に応じて答申を行う機関であります。このたび、現委員の任期が令和3年1月31日をもって満了となるため、関係条例等に基づき委嘱するものでございます。

それでは、添付資料の選定委員会委員名簿を御覧ください。名簿の表のうち、5番の濱田教諭につきましては今回新たな委嘱、残る6人の方々につきましては全て再度の委嘱となります。任期は、令和3年2月1日から令和5年1月31日までの2年であります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願いいたします。

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

教育委員 この中で新規の方と引き続きの方を教えてください。

教育総務課長 次期任期の委員候補につきましては名簿にございますうち、5番の方が、今回新たに委嘱をお願いする予定としておる方でございます。残る1番から4番まで並びに6番及び7番の方々につきましては、現委員でございますので、再度次期任期につきましても委嘱を行う予定としているものでございます。

教育委員

昨年度は、奨学金を受けられる生徒がいないと聞いていたと思いますが、本年度は申請があるのかということと、奨学金の返還状況など、細かいところを参考までにお聞かせいただければと思います。

教育総務課長

次年度の奨学生につきましては、本日まで募集を行っているところでございますが、昨日現在の時点では、申請はない状況でございます。本日までに奨学金のお申込みがなければ、来年度から貸与を開始する奨学生につきましても、引き続きゼロということになる見込みとなっております。

また、既に貸与を終わられた方のその後の返還状況でございますが、貸与終了の翌月から120か月、すなわち10年間を返還期間といたしまして、基本的には月払で返還いただいている状況でございます。現時点では、10年間の返還期間中の方と、返還期間である10年を既に超過している方がございます。10年を過ぎてもなお滞納が続いている方が10名弱いまして、本年度当初の金額で申しますと、約160万円の返還滞納金がある状況でございます。こちらにつきましては、今年度回収を進め、今のところで申しますと、約100万円まで滞納金は落ち込んでいる状況でございます。今後も、滞納している方につきましては催告をいたしまして、場合によっては、他市でも行われておりますように、裁判手続を踏まえた回収も見据えて、強く働き掛けを行っていくものでございます。

教育委員

滞納される方にもいろいろご事情があると思いますが、審査の段階では問題がなかったものの、コロナ禍の影響もあり、生活状況が悪化して返済ができなくなっている方はいらっしゃいますか。

教育総務課長

現在滞納されている方も含めて返還がまだ終わられていない方々の生活状況についてですが、こちらが認識しております限り、今回のコロナ禍の影響で直ちに返済不能に陥っている状況にはないという認識ではございます。奨学金の貸与を受けられる方々は、ご自身も含めてもともと経済状況が高くない方でございますので、収入状況が、就労されてからも望ましくないという方々もいらっしゃいます。しかし、本町の奨学金で申しますと、大きく公立と私立の区分に分けて奨学金の貸与をしております、先ほど120回払と申し上げましたが、1回当たりの返済額で申しますと、公立で大体月1,700円ほど、私

立でいきますと月4,000円くらいでの返還になりますので、いずれにしましても数千円単位になりますので、直ちに毎月の返済が不能に陥る状況ではないという理解をいたしております。

教育委員

申請者が2年連続でいないというのは良いことなのか、周知がされていないからなのか、原因をどのように考えておられますか。

教育総務課長

奨学金は中学校の在学時期に申し込むことから、中学校でも奨学金担当の先生がいらっしゃって、町や大阪府、育英会の奨学金制度があることは周知されているところがございますので、特段周知が不足しているものではないと思っております。

近年、町の奨学金の利用者が少なくなっている要因といたしましては、高校の授業料が一部無償化されたことによるところが大きいと認識しております。所得が一定低い方につきましては、授業料の無償化の対象になっており、奨学金を受けるほどの状況ではなくなっているので、全体的には、そういった別の扶助制度が構築されてるところが、良い面で町の奨学金利用の落ち込みに作用していると理解いたしております。

教育長

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、これをもちまして、令和3年第1回教育委員会定例会を閉会いたします。